

一般社団法人日本母性看護学会 編集委員会 規程

(目的)

第1条 本会は、定款第2条による事業として、機関誌（日本母性看護学会誌）の編集に関する業務を所管し、機関誌を発行することを目的とする。

(委員の構成)

第2条 本会は、次の委員をもって構成する。

- 1 理事 2名以上
- 2 正会員 6名以上

(任務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 日本母性看護学会機関誌の企画、編集、発行の基本方針に関する事項
- 2 投稿規程等の制定、改廃に関する事項
- 3 論文等の投稿受付、査読審査に関する事項
- 4 論文掲載の決定に関する事項
- 5 刊行に関する事項
- 6 その他、理事会より付託を受けた事項

(規程の改訂)

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、令和4年3月22日から施行する。